

消防個人年金規約

最終改正：令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）定款第5条の規定に基づき、消防職員、消防団員並びに都道府県消防協会及び日本消防協会の役職員（以下「消防職団員等という。」）の老後の生活の安定と福祉の向上に資するための消防個人年金制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加入資格)

第2条 本制度に加入できる者は、消防職団員等で年齢が満15歳以上満69歳未満の者とする。

2 加入者が消防職団員等でなくなったときは、継続加入できるものとする。

(選択コース区分と加入時の年齢)

第3条 加入者は、次のいずれかのコースに加入するものとする。ただし、両方のコースに加入することもできる。

(1) 自由選択コースは、年齢が満15歳以上満64歳未満の者が加入できる。なお、満64歳以上満69歳未満の者が加入を希望する場合、本コースにより加入するものとする。(所得税法第76条第3項の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が払い込んだ掛金については所得税法第76条第1項に定める生命保険料に該当し、生命保険料の対象となる。)

(2) 税制適格コースは、年齢が満15歳以上満55歳未満の者が加入できる。なお、満55歳以上満60歳未満の者が加入を希望する場合、加入することができるものとする。(所得税法施行令第211条の要件を満たす制度であり、このコースの加入者が所得税法第76条第4項及び所得税法施行令第212条の要件を満たす場合には、その払い込んだ掛金については、所得税法第76条第2項に定める「個人年金保険料」に該当し、個人年金保険料控除の対象となる。)

(加入日)

第4条 加入日は、第7条第1項に規定する掛金の種類の半年払、月払と半年払の併用払（以下「半年払等」という）、又は半年払等と一時払の併用払で申込む場合は毎年1月1日及び7月1日の年2回とし、月払又は月払と一時払の併用払で申込む場合は毎月1日の年12回とする。

(加入口数の増口及び減口)

第5条 加入者は、掛金口数を増口することができる。また、減口もできるものとする。ただし、減口は次の事由に該当した場合に限るものとし、掛金の払い出しはできないものとする。

- (1) 災害
- (2) 疾病、障害
- (3) 住宅の取得
- (4) 教育（親族の教育を含む。）
- (5) 結婚（親族の結婚を含む。）
- (6) 債務の弁済
- (7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合

2 増口及び減口の時期は、前条の規定により加入日を年2回としている掛金の種類により加入した者は、加入後の1月1日又は7月1日に取り扱えるものとし、年12回としている掛金の種類により加入した者は加入後毎月1日に取り扱えるものとする。なお、一時払いの増口は加入後の1月1日又は7月1日に取り扱えるものとする。

（脱退および脱退の時期）

第6条 次の各号の一に該当したときは、加入者は本制度から脱退する。

- (1) 加入者が脱退を希望したとき。
- (2) 加入者が死亡したとき。
- (3) 第8条第1項に定める掛金の納付を延滞したとき。

2 脱退の時期は、申し出の日または脱退事由の生じた日とする。

第2章 掛金

（掛金の種類、単位及び口数）

第7条 掛金は、月払、半年払、月払と半年払の併用払及び一時払とし、一口の単位、最低口数及び最高口数は、次表のとおりとする。ただし、一時払は、月払、半年払又は月払と半年払の併用払を行う場合に限り選択できるものとする。

種 類	一口の単位	最低口数	最高口数
月 払	1,000 円	10 口（別に定める 場合には5 口）	200 口
半年払	1,000 円	10 口	1,000 口
一時払	10,000 円	10 口	1,000 口

2 加入者は、最低口数以上1口単位で、最高口数を限度として加入時に選択するものとする。

3 増口する場合の口数は、加入時口数と増口口数を合算して、最高口数を限度

とする。

- 4 減口する場合の口数は、最低口数を下回ることはいないものとする。

(掛金の納付及び払込満了日)

第8条 掛金は、別に定める納付期日までに、協会に納付する。

- 2 掛金の払込は、第12条第2項に規定する年金開始年齢である満65歳に達した日の属する月の末日までとする。ただし、同項同条ただし書きにより、加入者の希望により年金開始年齢を満70歳とした者については、第12条第2項ただし書きに規定する満70歳に達した日の属する月の末日とする。

- 3 第3条各号なお書きにより加入した者の掛金の払込は、満70歳に達した日の属する月の末日までとする。

(一時払の取扱い)

第8条の2

第4条に規定する一時払の併用払で申込みを行った者の一時払の掛金の払込みは、前条第1項に定める納付期日の最初の払込時に納付するものとする。なお、当初の加入において月払、半年払又は月払と半年払の併用払で申込した者が、加入期間中において又は最終払込満了時に一時払を行いたい場合は、別に定める申込書にその都度申込手続きを行ったうえ納付するものとする。

- 3 自由選択コースの加入者は、前条第4項の規定にかかわらず、全口減口により掛金の払込を中止することができる。

ただし、次の事由に該当した場合に限るものとする。

- (1) 災害
- (2) 疾病、障害
- (3) 住宅の取得
- (4) 教育（親族の教育を含む。）
- (5) 結婚（親族の結婚を含む。）
- (6) 債務の弁済
- (7) その他加入者が掛金の拠出に支障ある場合

- 4 税制適格コースの加入者は、全口減口により掛金の払込を中止することはできないものとする。

(効力の発生)

第9条 加入による効力の発生は、第4条に定める加入日（第5条に定める増口を行う場合は同条に定める日）から発生する。

(効力の消滅)

第10条 加入による効力は、第6条第2項に定める日の翌日から消滅する。

第3章 給付

(給付の種類)

第11条 本制度の給付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本年金
- (2) 中途脱退年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(年金)

第12条 加入者は年金開始年齢に達した日の属する月の末日に、基本年金の受給権を取得する。

また、年金開始日は年金受給権を取得した日の翌月1日とする。

2 年金開始年齢は満65歳とする。ただし、加入者の希望により、年金開始年齢を満70歳とすることができる。

3 年金の受給権を取得した加入者は、受給権取得時に次の年金の中から一つを選択するものとする。

(1) 10年確定年金（年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給される。3%逡増型、定額型、5年前厚型）

(2) 10年保証終身年金（年金開始後10年間、年金受給者の生死にかかわらず支給され、その後は年金受給者が生存している限り支給される。3%逡増型、定額型）

(3) 15年確定年金（年金開始後15年間、年金受給者の生死にかかわらず支給される。定額型）

4 保証期間内に年金受給者が死亡した場合は、その遺族に残余の期間中年金を支払うものとする。

5 加入者は、年金受給権の取得を1年単位で最長10年まで繰り延べることができる。

ただし、繰り延べ期間の変更はできないものとする。なお、税制適格コースと自由選択コースの両方に加入している場合は、両コースとも同一の繰り延べ期間とし、年金開始時期は同一とする。

6 自由選択コースでは、年金月額が1万円に満たない年金は選択できないものとする。すべての年金が選択できない場合は年金に代える一時金の支払いとする。

(年金月額)

第13条 年金月額は、年金開始日における積立金を年金の種類に応じた年金現価率で除した額と年金開始後の配当金に基づいて計算された額の合計額とす

る。

(年金に代える一時金)

第14条 年金の受給権を取得した加入者が年金開始時に年金に代えて一時金を受け取ることを希望する場合は、年金開始時における積立金を支払う。

自由選択コースにあつては加入者は一部を一時金で受け取り、残りを年金で受け取ることもできる。

ただし、年金月額が1万円未満となるときは、年金の支払いに代えて一時金で支払う。

2 年金受給中に、保証期間に対する年金の支払いに代え、一時金の支払いを希望する場合は、10年確定年金及び15年確定年金にあつては、保証期間の残余期間に应ずる年金現価相当額を、10年保証終身年金にあつては支払い残余保証期間に対応する年金現価相当額を一時金として支払う。

3 10年保証終身年金を選択し、前項の規定により一時金を受給した者が保証期間経過後生存している場合には終身年金を支払う。

4 第2項の規定は、第12条第4項の遺族についてもこれを準用する。

(遺族一時金)

第15条 加入者が年金受給権取得前に死亡により脱退したときは、遺族一時金を支払う。

遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金に掛金一回分相当額を加算した金額とする。ただし、払込全部中止中および年金受給権繰り延べ中の死亡の場合の遺族一時金の額は加入者死亡時の積立金相当額とする。

(脱退一時金)

第16条 加入者が年金受給権取得前(繰り延べ期間中も含む。)に死亡以外の事由により脱退したときには脱退一時金として脱退時の積立金を支払う。

(中途脱退年金)

第17条 加入者は、自由選択コースにおいては加入1年以上かつ満40歳以上で脱退したとき、税制適格コースにおいては加入10年以上かつ満40歳以上で脱退したときに、中途脱退年金の受給権を取得する。

2 中途脱退年金の種類は次のとおりとする。

(1) 10年確定年金(3%逡増型、定額型、5年前厚型)

(2) 10年保証終身年金(3%逡増型、定額型)

(3) 15年確定年金(定額型)

3 税制適格コースの加入者で満60歳未満の場合は10年保証終身年金しか選択できないものとする。

10年確定年金及び15年確定年金を選択する場合は、満60歳まで年金受給権の取得を繰り延べるものとする。

(中途脱退年金に代える一時金)

第 18 条 中途脱退年金の受給権を取得した加入者が、年金の支払いに代え一時金の支払いを希望する場合は、保証期間の残余期間に応じた年金現価相当額を一時金として支払う。

(給付の時期)

第 19 条 給付の時期は、次に定めるところによる。

(1) 年金は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月に当月分までの 3 箇月分をそれぞれ支給する。なお、第 1 回支払い額は年金開始日以降最初に到来する年金支払い月までの分とする。

(2) 遺族一時金、脱退一時金は請求により、速やかに支給する。

(給付金の請求および決定)

第 20 条 給付金受取人は、給付金支給事由が生じたときは、書面をもって協会に請求するものとする。

2 前項により年金の請求があつたときは、前条第 1 号に定める年金の支給を開始する年金証書を交付する。

(一部払い出しの取り扱い)

第 21 条 自由選択コースの加入者で、次の事由に該当した場合、解約することなく 20 万円以上を 1 万円単位で現金を引出すことができる。

- (1) 災害
- (2) 疾病、障害
- (3) 住宅の取得
- (4) 教育（親族の教育を含む。）
- (5) 結婚（親族の結婚を含む。）
- (6) 債務の弁済

2 一部引出しの時期は、1 月又 7 月に取り扱えるものとする。

第 4 章 制度の管理運営

(制度の運営)

第 22 条 本制度に関する次の事項については、協会の福祉共済事業等運営委員会の議を経る。

- (1) 規約の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画及び予算
- (3) 毎事業年度の事業報告、財務諸表及び決算報告書
- (4) その他の重要事項

(拋出型企業年金保険契約)

第 23 条 協会は、本制度を運営するため、協会の会長が定める生命保険会社と

の間で、本制度の加入者を被保険者とする拠出型企業年金保険契約を締結し、掛金として振込まれた金額から次条に定める金額を控除した残額をその保険料に充当する。

(制度運営費)

第24条 制度運営の費用として、掛金(第7条第1項に定める一時払の掛金を除く。)のうち1%を充当する。

(経理区分および事業年度)

第25条 本制度の経理は、協会の他の事業の経理と区分し、その収支を明確にする。

2 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(積立金の運用)

第26条 積立金は、委託生命保険会社が保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率に基づき運用し、毎年度決算時に、当該年度の運用実績が予定利率を上回った場合は、その上回った部分を配当金として積立金に加算するものとする。

(年金財産処分時の加入者配分)

第27条 この制度が廃止された場合における年金財産(廃止のときにおける財産から債務を完済した後における残余財産をいう。)は、各加入者の責任準備金に比例して各加入者に配分するものとする。ただし、すでに年金の支給を開始した加入者に対する財産は、これを配分することなく当該加入者に年金現価相当額を一時金で支給するものとする。

第5章 雑則

(届出義務)

第28条 加入者は、次の各号に定める事項について変更を生じた場合は、書面をもって協会に届出るものとする。

- (1) 住所、氏名および印鑑
- (2) 掛金および給付金の指定金融機関並びに預金口座
- (3) その他必要と認められる事項

2 加入者または年金受給者が死亡したときは、その遺族は遅滞なく書面をもって協会に届出るものとする。

(遺族の範囲および順位)

第29条 遺族の範囲および順位は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者(本人と生計を一にする事実上の婚姻関係にある者を含む。)
- (2) 子
- (3) 父母(本人が養子の場合の順位は養父母を先にして、実父母を後にする。)

- (4) 孫
 - (5) 祖父母
 - (6) 兄弟姉妹
- 2 年金を受給している遺族が死亡したときは、前項に定める次の順位の者に繰り下げて支給する。
- 3 第1項において同順位者が二人以上あるときは、年長者を先順位とする。
(加入者証の交付)
- 第30条 協会が本制度の加入を承諾したときは、加入者証を交付する。
- 2 協会が加入口数の増口を承諾したときは、その増口分の加入者証を交付する。
(消滅時効)
- 第31条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効により消滅する。
(譲渡担保の禁止)
- 第32条 本制度の年金または一時金の給付を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することはできない。
(事務の取扱い)
- 第33条 この規約に基づく事務の取扱いについては、別に定める事務取扱要領による。

附 則

(施行日)

改正後の規約は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第2条第2項の規定は平成15年2月7日から適用する。